

改正 特定(産業別)最低賃金

業 種	最低賃金額	発 効 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)を除く。)	798円 (782円)	平成29年11月26日
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金	832円 (816円)	平成29年12月6日
輸送用機械器具製造業最低賃金	834円 (818円)	平成29年12月9日
自動車小売業最低賃金 (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)	831円 (815円)	平成29年12月9日
非鉄金属製造業最低賃金	847円 (831円)	平成29年12月16日

()内の金額は、改正前の最低賃金額です。

次に掲げられる者は除かれますが、福島県最低賃金(748円)が適用されます。

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

～ のほか「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」にあっては、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者